

【4月度 活動・行事实施内容】

- 1) 4月4日 芦田町内会 定例会議
- 2) 4月6日 草戸稲荷神社 総代会
- 3) 4月7日 学区町内会連合会 定例会議
- 4) 4月9日 光小学校・鷹取中学校 入学式
- 5) 4月11日 学区 まちづくり推進委員会 総会
- 6) 4月11日 芦田町内会 通常総会資料準備
- 7) 4月17日 芦田子ども会総会
- 8) 4月18日 学区町内会連合会 総会
- 9) 4月19日 芦田町内会 通常総会・裏面参照 (質問・意見)
- 10) 4月26日 「これって どうなん？」相談室
- 11) 4月27日 光学区少年少女消防クラブ結団式
- 12) 4月27日 ごみステーション移動 (1-2組)
- 13) その他 高齢者居場所づくり事業 場所：芦田町内会館



芦田カフェ(あしだべり場) 毎週土曜 9時30分～
4/5 (桜祭り) 4/12 4/19 4/26
ヨガカフェ 毎週日曜 13時00分～
4/6 4/13 4/20 4/27
パソコン教室カフェ 毎週木曜 19時30分～

4/28「燃やせる粗大ごみの日」に持ち帰らなかったゴミ

※【福山市ルール】の確認をお願いします

土手下

※いづれにも警告文を貼付け

持ち込まれた方は
持ち帰りをお願いします !!



鏡台 (大きな鏡付き)
これは不燃ごみです
鏡(ガラス)を外せば
燃やせる粗大ごみ

町内会館



【5月度 活動・行事予定】

- 1) 5月9日 草戸稲荷神社卯之大祭 前夜祭
- 2) 5月10.11日 草戸稲荷神社卯之大祭・こんこん行列
- 3) 4月7日 学区町内会連合会 定例会議
- 4) 5月17.18日 福山ばら祭2025
- 5) 5月19日 世界バラ会議 開会式
- 6) 5月20日 学区地域安全推進委員会 総会
- 7) 5月22日 学区ソフトバレー大会 練習
- 8) 5月24日 「これって どうなん？」相談室
- 9) 5月25日 町内資源回収
- 10) 5月25日 学区ソフトバレー大会
- 11) その他 高齢者居場所づくり事業 場所：芦田町内会館

ベッドのスチールフレーム
ワゴン?のスチールフレーム
電子カーペット
※ベッドのスチールフレーム
については出された方が、
引き取られました



芦田カフェ(あしだべり場) 毎週土曜 9時30分～
5/10 5/17 5/24 5/31
ヨガカフェ 毎週日曜 13時00分～
5/11 5/18 5/25
パソコン教室カフェ 毎週木曜 19時30分～
5/8 5/15 5/29



芦田町内会
オープンチャット
QRコード

燃やせる粗大ごみについて

【福山市ルール】

●燃やせる粗大ごみ（木製の家具、寝具類）

- ・食器棚やタンスなどは、できる限りガラス・金属などを取り除いてください。

※間違えやすいもの…パイプベッド、座椅子、電気カーペットなど ⇒ 「不燃（破碎）ごみ」の収集日へ

●蛍光灯、使用済乾電池、充電式電池、ビデオテープ類、ライター類

- ・使用済乾電池、充電式電池、ビデオテープ類、ライター類は、別々の袋に入れて出してください。
- ・蛍光灯は、割れないよう購入されたときの箱などに入れて出してください。
※割れた場合は、不燃（破碎）ごみの収集日に出してください。
- ・ボタン電池は、セロハンテープ等で巻いて絶縁して出してください。

福山市ホームページを
確認してね！



家庭ごみ以外は出せません。決められた収集場所に朝8時までに出してください。福山市ホームページ

- 問い合わせ先 南部環境センター（☎954-2125）
廃棄物対策課（☎928-1073）

『不法投棄は犯罪です。しない！ させない！ ゆるさない！』

この一年間で「燃やせる粗大ごみの日」に持ち帰らなかった物の一例



充電器



おもちゃ解体(スチール)



ガラス付き扉



運動器具(スチール)



カセットコンロ・パイプ椅子



照明・キャンピス



電子レンジ



空気清浄機



プラ+スチール
ワゴン



回収後に出した？

2025年度 通常総会時（4/19）の質問・意見について

※4月26日に臨時の役員会を開催し、回答が必要な事項に対して記載する

(1) ごみステーションについて

① ごみステーションは誰が使用しても良いのでは？

ごみステーションは誰が使用しても良いと言うことは有りません。

町内会員と町内会未加入ではあるが、ごみステーションを管理されている方々が許可をした方はごみステーションを使用することが出来るのが芦田町内会の取決め事項です。

許可条件はごみステーションを管理している町内会・組内でルールを決めれば良いとなっています。（芦田町内会：ルールを守る方・掃除当番をする方）

上記以外の方は、許可をしていないのでごみステーションは使用できません

このことは福山市も容認していますし、福山市も承諾済みです。ではどうすればよいか？

昨年度初めにお配りしました「ごみステーション使用について」に記載している通り

福山市回答：福山市クリーンセンターに直接持参する。

もしくは回収車に直接渡す。となっています。

② 不法投棄とか言っているのは芦田町内会だけと話されてましたが、光学区内では問題視されている町内会は数多くあります。（東鷹取・南鷹取・淀川・栄 他） また他学区でも大きな問題となっています。

③ 管理費をいただくと言う検討は、今後の管理状況等を踏まえての一つの考え方です。

(2) 神社祭典費・神社灯明料・祭典行事費の内容が良く分からない

① 神社祭典費・神社灯明料

芦田町内会発足当時から草戸町の住民は草戸稲荷神社の氏子になり、氏神様である草戸稲荷神社・草戸八幡神社の維持・運営の役割を担っています。その役割が、神社で行われる神事（祭事）への参加や運営の手助けです。それにより家内安全・無病息災・商売繁盛等を祈願していただいています。そのために神社祭典費（草戸八幡神社例大祭）・神社灯明料（正月の提灯の灯明代）を納めています。

② 祭典行事費

草戸八幡神社例大祭時に、お神輿が学区内を渡御しており、芦田町内会では芦田町内会館を御旅所としてお神輿をお招きし、芦田町内住民の家内安全・無病息災・商売繁盛を祈願・お祓いをしていただいております。その時の道中の注連縄購入代・町内会館にお招きするための費用です。

- ； ※町内会費を払っているから町内会に任せれば良いという考え方は、少し違うと思います。町内会（町内会役員）の皆さんは、ボランティアで少しでも安心安全な芦田町内会にしようと自分の時間を使って頑張っておられます。一緒に色々な問題の解決に向けて行動していただけたら助かります。よろしく願いいたします。